○国土交通省令第百一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十三条第一項及び第二項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第二項の証票の書式を定める省令（昭和三十一年大蔵省令第三十五号）の規定に基づき、国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

国土交通省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第百二号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十八号）の施行に伴い、国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則（令和元年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国土交通省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則

第一条中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月二十八日）から施行する。

（押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令の一部改正）

2　押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第百四十九条（見出しを含む。）中「国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則」を「国土交通省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則」に改める。